

大阪市芸術活動振興事業助成金のご案内

大阪市芸術文化活動助成 募集

大阪市では、芸術・文化の振興と発展を図るため、市民等の多様な鑑賞・体験の機会につながるような創作・表現活動を支援します。

募集期間：令和3年7月2日（金）から7月30日（金）必着

「一般助成」の募集を行います。

対象活動：大阪市内で実施する公演・展覧会・ワークショップ・芸術祭（映画祭含む）・アートプロジェクト

※映像配信の手法により行う場合を含みます

助成金額：上限20万円

ただし、自己負担金の範囲内で助成対象経費の2分の1以内

対象経費：公演や展覧会の会場費、配信にかかる人件費・機材レンタル費用、チラシ・ポスター・カタログ・図録などの印刷・デザイン費など。

助成対象事業の実施期間：

令和3年10月1日から令和4年3月31日

*令和4年4月以降に実施する事業は、令和4年2月頃に募集予定です。

※団体・個人いずれも申請できます。

※令和3年度の1年間を通じて、交付を受けられるのは1団体（個人）につき1事業のみです。

上期にすでに交付決定を受けた団体は申請できませんのでご注意ください。

※大阪府「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」、大阪文化芸術創出事業実行委員会による「大阪文化芸術創出事業（活動支援）補助金」とは重複して採択されません。

説明会を開催します

※不参加でも申請は可能です

日時：令和3年7月12日（月）・15日（木）18時30分～19時30分

場所：大阪市役所 地下1階 第11会議室（大阪市北区中之島1-3-20）

申込：説明会申込用コードよりウェブサイトから事前に申し込みください。

各回定員：50名（申込先着順）

説明会申込用コード



問合せ 大阪市経済戦略局文化部文化課

電話06-6469-5174（平日9時～17時30分）FAX06-6469-3897

事業の詳細と申請書類ダウンロードは大阪市（経済戦略局）ホームページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000180795.html>

「大阪市 芸術活動 助成金」で検索してください。

対象となる芸術文化活動

大阪市内で実施する次の分野の活動。

- ◆音楽（洋楽・邦楽・オペラ等）
- ◆演劇（現代演劇・ミュージカル・人形劇等）
- ◆舞踊（邦舞・バレエ・現代舞踊・民族舞踊等）
- ◆古典芸能・大衆芸能・民俗芸能（能、狂言、歌舞伎、講談、浪曲、落語等）
- ◆美術・写真・書道・陶芸・工芸（インスタレーション、メディアアート等を含む）
- ◆映画

対象とならないもの

- ① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
- ② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
- ③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ④ 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
- ⑤ 学会が主催するもの
- ⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの
- ⑦ 高額な参加者負担をとまなうもの
- ⑧ チャリティー事業など寄付行為をとまなうもの
- ⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの※
- ⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

※⑨には、大阪文化芸術創出事業実行委員会による「大阪文化芸術創出事業（活動支援）補助金」を含みます。

対象となる経費

会場費（付帯設備費を含む）、会場設営・撤去費、運搬費、
配信にかかる人件費・機材レンタル費、照明費、音響費、
上映費、印刷費 他

審査基準

大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会（大阪アーツカウンシル）による審査を経て助成額を決定します。

※書類審査を行います。

※審査により申請額から減額になる場合もあります。

【効果性】市民にすぐれた芸術活動の鑑賞機会を提供し、
情操の涵養に寄与することが期待されるもの。

【創造・新規性】創造的な発想があり、市民に新しい文化
との出会いをもたらすと期待されるもの。

【発展性】助成が、活動する団体・個人の今後の成長・発
展に資することが期待されるもの。

【良質性】作品や出演者の質が高いと認められるもの。

【参加・普及性】幅広い市民の参加があらかじめ推定でき、
当該事業の実施が広く市民に普及し、その成果
が市民生活にとっての大きな意義があると認
められるもの。

助成金交付の流れ

- ・審査の結果については、書面で通知します。
- ・助成が決定した事業については、審査員等が内容を確認
できるよう観客席を確保・提供いただくことがあります。
- ・事業終了後、「実績報告書」を提出していただいたのち、
交付額を確定し、助成金を交付します。
- ・申請時に提出された「助成金交付申請書」の記載内容と、
実際の公演内容に相違があった場合、交付を取り消すこ
とがあります。

※ただし、団体や個人の経常的経費や練習経費、飲食費、
また、実施団体（個人）の構成員や会員に支払う経費等は
記載できません。

提出先・問合せ

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階 大阪市文化課

***今回の募集からウェブ受付を開始しました！**

助成金申請用コードよりアクセスし必要書類をアップロードしてください。

*郵送の場合は、封筒に（芸術活動振興事業申請書在中）と朱書きし、簡易書留・
レターパック等で送付してください

【助成金申請専用コード】



